電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第28条 第2項の規定による指定旧供給地点の指定の解除につ いて

近畿経済産業局長から、別紙2の事業者及び供給地点群についての、電気事業法等の一部を改正する等の法律(以下「改正法」という。)附則第28条第2項の規定による指定旧供給地点の指定の解除に関する、改正法附則第36条第1項第5号の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項及び第28条第1項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」における当該指定の解除に係る処分基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、指定を解除すべきと考えられるため、別紙1のとおり近畿経済産業局長に意見を回答いたしました。

 官
 印
 省
 略

 20230612近畿第49号

 令和5年7月13日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点の指定解除について(回答)

令和5年6月12日付け20230607近畿第30号により、貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給地点の指定解除について、指定解除することに異存はありません。

指定の解除事業者数:3事業者 指定旧供給地点群数: 5地点群

事業者名 (法人番号)	指定旧供給地点群名
大丸エナウィン株式会社	成和団地
(法人番号:6120001031150)	三雲泉ヶ丘団地
株式会社エネアーク関西	丁池団地
(法人番号:5120001118733)	御着団地
甲賀協同ガス株式会社 (法人番号:6160001005068)	西山団地